

建築基準法施行細則（昭和36年規則第27号）の一部を改正する規則（案）新旧対照表

現行	改正後（案）	備考												
<p>(建築主等の変更等)</p> <p>第5条 建築主、設置者又は築造主（以下「建築主等」という。）は、法第6条第1項（法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認（以下「確認」という。）を受けた後、当該確認に係る建築物、建築設備又は工作物の工事が完了するまでに、建築主等、工事監理者又は工事施工者に変更があつたときは、別記第11号様式による届出書及びその写し1通に、紛失その他の添付することができない理由があると認められる場合を除き、それぞれ当該確認に係る確認済証及び確認申請書の副本を添えて、<u>建築主事</u></p> <hr/> <p>に提出しなければならない。</p> <p>2 建築主等は、確認を受けた後、工事監理者又は工事施工者を定めたときは、工事に着手する前に、別記第12号様式による届出書及びその写し1通を<u>建築主事</u>に提出しなければならない。</p> <p>(工事取りやめ届)</p> <p>第9条 建築主等は、確認を受けた後、当該建築物、建築設備若しくは工作物の工事又は建築物の用途の変更を取りやめたときは、別記第13号様式による届出書及びその写し1通に、紛失その他の添付することができない理由があると認められる場合を除き、それぞれ確認済証及び確認申請書の副本を添えて、<u>建築主事</u>に提出しなければならない。</p> <p>(確認の取消し)</p> <p>第10条 建築主等が確認申請書に不実の記載をして確認を受けたことが判明したときは、<u>建築主事</u>は、その確認を取り消すことができる。</p> <p>別表第2（第6条関係）</p> <table border="1" data-bbox="123 1220 981 1385"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料の名称</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 法第6条第1項の規定による建築物の建築等に関する確認の申請に対する審査</td> <td>建築物確認申請手数料</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	手数料の名称	手数料の額	1 法第6条第1項の規定による建築物の建築等に関する確認の申請に対する審査	建築物確認申請手数料		<p>(建築主等の変更等)</p> <p>第5条 建築主、設置者又は築造主（以下「建築主等」という。）は、法第6条第1項（法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認（以下「確認」という。）を受けた後、当該確認に係る建築物、建築設備又は工作物の工事が完了するまでに、建築主等、工事監理者又は工事施工者に変更があつたときは、別記第11号様式による届出書及びその写し1通に、紛失その他の添付することができない理由があると認められる場合を除き、それぞれ当該確認に係る確認済証及び確認申請書の副本を添えて、<u>建築主事等（建築主事又は建築副主事をいう。以下同じ。）（法第4条第7項に規定する大規模建築物に係るものにあつては、建築主事。次項、第9条及び第10条において同じ。）</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 建築主等は、確認を受けた後、工事監理者又は工事施工者を定めたときは、工事に着手する前に、別記第12号様式による届出書及びその写し1通を<u>建築主事等</u>に提出しなければならない。</p> <p>(工事取りやめ届)</p> <p>第9条 建築主等は、確認を受けた後、当該建築物、建築設備若しくは工作物の工事又は建築物の用途の変更を取りやめたときは、別記第13号様式による届出書及びその写し1通に、紛失その他の添付することができない理由があると認められる場合を除き、それぞれ確認済証及び確認申請書の副本を添えて、<u>建築主事等</u>に提出しなければならない。</p> <p>(確認の取消し)</p> <p>第10条 建築主等が確認申請書に不実の記載をして確認を受けたことが判明したときは、<u>建築主事等</u>は、その確認を取り消すことができる。</p> <p>別表第2（第6条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1019 1220 1877 1385"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料の名称</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 法第6条第1項の規定による建築物の建築等に関する確認の申請に対する審査</td> <td>建築物確認申請手数料</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	手数料の名称	手数料の額	1 法第6条第1項の規定による建築物の建築等に関する確認の申請に対する審査	建築物確認申請手数料		<p>建築副主事創設に伴う規定整備</p> <p>建築副主事創設に伴う規定整備</p> <p>建築副主事創設に伴う規定整備</p> <p>建築副主事創設に伴う規定整備</p>
区分	手数料の名称	手数料の額												
1 法第6条第1項の規定による建築物の建築等に関する確認の申請に対する審査	建築物確認申請手数料													
区分	手数料の名称	手数料の額												
1 法第6条第1項の規定による建築物の建築等に関する確認の申請に対する審査	建築物確認申請手数料													

(1) (2)に掲げる場合
以外の場合

ア 建築物（イに掲
げる部分を除
く。）に係るもの
（ア） 建築物を
建築する場合
（イ）に掲げ
る場合及び移転
する場合を除
く。）

a 当該建築に
係る部分の床
面積（既存の
建築物を増築
して当該増築
する部分と一
の建築物とな
る場合にあつ
ては、当該増
築する部分の
床面積に既存
の建築物の床
面積の2分の
1を加えた床
面積）が30平
方メートル以
内のもの

(a) (b)に掲
げる場合
以外の場合

(b) 法第20
条第1項
第1号か
ら第3号
までに規
定する基
準への適
合性審査
を必要と

1 件につき

9, 180円

1 件につき

18, 360円

(1) (2)に掲げる場合
以外の場合

ア 建築物（イに掲
げる部分を除
く。）に係るもの
（ア） 建築物を
建築する場合
（イ）に掲げ
る場合及び移転
する場合を除
く。）

a 当該建築に
係る部分の床
面積（既存の
建築物を増築
して当該増築
する部分と一
の建築物とな
る場合にあつ
ては、当該増
築する部分の
床面積に既存
の建築物の床
面積の2分の
1を加えた床
面積）が30平
方メートル以
内のもの

(a) (b)に掲
げる場合
以外の場合

(b) 法第20
条第1項
第1号か
ら第3号
までに規
定する基
準への適
合性審査
を必要と

1 件につき

9, 180円

1 件につき

18, 360円

する場合
 b 当該建築に係る部分の床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積）が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの
 (a) (b)に掲げる場合以外の場合
 (b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合
 c 当該建築に係る部分の床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物とな

1 件につき

31, 620円

1 件につき

57, 120円

する場合
 b 当該建築に係る部分の床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積）が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの
 (a) (b)に掲げる場合以外の場合
 (b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合
 c 当該建築に係る部分の床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物とな

1 件につき

31, 620円

1 件につき

57, 120円

る場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積)が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの
 (a) (b)に掲げる場合以外の場合
 (b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合
 d 当該建築に係る部分の床面積(既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積)が200

1 件につき

38,760円

1 件につき

66,300円

る場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積)が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの
 (a) (b)に掲げる場合以外の場合
 (b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合
 d 当該建築に係る部分の床面積(既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積)が200

1 件につき

38,760円

1 件につき

66,300円

平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの		
(a) (b)に掲げる場合	1 件につき	61,200円
以外の場合		
(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1 件につき	88,740円
e 当該建築に係る部分の床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積）が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1 件につき	157,080円
f 当該建築に係る部分の床面積（既存の建築物を増築	1 件につき	214,200円

平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの		
(a) (b)に掲げる場合	1 件につき	61,200円
以外の場合		
(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1 件につき	88,740円
e 当該建築に係る部分の床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積）が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1 件につき	157,080円
f 当該建築に係る部分の床面積（既存の建築物を増築	1 件につき	214,200円

して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあっては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積)が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの

g 当該建築に係る部分の床面積(既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあっては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積)が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの

1件につき

377,400円

して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあっては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積)が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの

g 当該建築に係る部分の床面積(既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあっては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積)が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの

1件につき

377,400円

h 当該建築に係る部分の床面積(既存の建築物を増築して当該増築

1件につき

508,980円

h 当該建築に係る部分の床面積(既存の建築物を増築して当該増築

1件につき

508,980円

する部分と一
の建築物とな
る場合にあつ
ては、当該増
築する部分の
床面積に既存
の建築物の床
面積の2分の
1を加えた床
面積)が5,00
0平方メート
ルを超え、1
万平方メート
ル以内のもの

i 当該建築に
係る部分の床
面積(既存の
建築物を増築
して当該増築
する部分と一
の建築物とな
る場合にあつ
ては、当該増
築する部分の
床面積に既存
の建築物の床
面積の2分の
1を加えた床
面積)が1万
平方メートル
を超え、5万
平方メートル
以内のもの

1件につき

676,260円

j 当該建築に
係る部分の床
面積(既存の
建築物を増築
して当該増築
する部分と一
の建築物とな
る場合にあつ

1件につき

1,103,640円

する部分と一
の建築物とな
る場合にあつ
ては、当該増
築する部分の
床面積に既存
の建築物の床
面積の2分の
1を加えた床
面積)が5,00
0平方メート
ルを超え、1
万平方メート
ル以内のもの

i 当該建築に
係る部分の床
面積(既存の
建築物を増築
して当該増築
する部分と一
の建築物とな
る場合にあつ
ては、当該増
築する部分の
床面積に既存
の建築物の床
面積の2分の
1を加えた床
面積)が1万
平方メートル
を超え、5万
平方メートル
以内のもの

1件につき

676,260円

j 当該建築に
係る部分の床
面積(既存の
建築物を増築
して当該増築
する部分と一
の建築物とな
る場合にあつ

1件につき

1,103,640円

ては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積)が5万平方メートルを超えるもの

(イ) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。)

a 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)が、30平方メートル以内のもの
(a) (b)に掲げる場合
以外の場合

1件につき

9,180円

(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合

1件につき

18,360円

ては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積)が5万平方メートルを超えるもの

(イ) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。)

a 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)が、30平方メートル以内のもの
(a) (b)に掲げる場合
以外の場合

1件につき

9,180円

(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合

1件につき

18,360円

b 当該計画の
 変更に係る部
 分の床面積の
 2分の1（床
 面積の増加す
 る部分にあつ
 ては、当該増
 加する部分の
 床面積）が、
 30平方メー
 トルを超え、10
 0平方メー
 トル以内のも
 の
 (a) (b)に掲
 げる場合
 以外の場合
 合
 (b) 法第20
 条第1項
 第1号か
 ら第3号
 までに規
 定する基
 準への適
 合性審査
 を必要と
 する場合
 c 当該計画の
 変更に係る部
 分の床面積の
 2分の1（床
 面積の増加す
 る部分にあつ
 ては、当該増
 加する部分の
 床面積）が、
 100平方メー
 トルを超え、
 200平方メー
 トル以内のも
 の

1 件につき

31,620円

1 件につき

57,120円

b 当該計画の
 変更に係る部
 分の床面積の
 2分の1（床
 面積の増加す
 る部分にあつ
 ては、当該増
 加する部分の
 床面積）が、
 30平方メー
 トルを超え、10
 0平方メー
 トル以内のも
 の
 (a) (b)に掲
 げる場合
 以外の場合
 合
 (b) 法第20
 条第1項
 第1号か
 ら第3号
 までに規
 定する基
 準への適
 合性審査
 を必要と
 する場合
 c 当該計画の
 変更に係る部
 分の床面積の
 2分の1（床
 面積の増加す
 る部分にあつ
 ては、当該増
 加する部分の
 床面積）が、
 100平方メー
 トルを超え、
 200平方メー
 トル以内のも
 の

1 件につき

31,620円

1 件につき

57,120円

(a) (b)に掲げる場合 以外の場合	1件につき	38,760円
(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき	66,300円
d 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が、200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの		
(a) (b)に掲げる場合 以外の場合	1件につき	61,200円
(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき	88,740円

(a) (b)に掲げる場合 以外の場合	1件につき	38,760円
(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき	66,300円
d 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が、200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの		
(a) (b)に掲げる場合 以外の場合	1件につき	61,200円
(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき	88,740円

<p>する場合</p> <p>e 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が、500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</p>	1件につき	157,080円
<p>f 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が、1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</p>	1件につき	214,200円
<p>g 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が、2,000平方メートルを超え、5,000平</p>	1件につき	377,400円

<p>する場合</p> <p>e 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が、500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</p>	1件につき	157,080円
<p>f 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が、1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</p>	1件につき	214,200円
<p>g 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が、2,000平方メートルを超え、5,000平</p>	1件につき	377,400円

方メートル以内のもの			
h 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が、5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	1 件につき	508,980円	
i 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が、1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	1 件につき	676,260円	
j 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が、5万平方メートルを超える	1 件につき	1,103,640円	

方メートル以内のもの			
h 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が、5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	1 件につき	508,980円	
i 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が、1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	1 件につき	676,260円	
j 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が、5万平方メートルを超える	1 件につき	1,103,640円	

<p>もの</p> <p>(ウ) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 (エ)に掲げる場合を除く。)</p> <p>a 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が30平方メートル以内のもの</p> <p>(a) (b)に掲げる場合以外の場合</p> <p>(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</p> <p>b 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの</p>	1件につき	9,180円
	1件につき	18,360円

<p>もの</p> <p>(ウ) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 (エ)に掲げる場合を除く。)</p> <p>a 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が30平方メートル以内のもの</p> <p>(a) (b)に掲げる場合以外の場合</p> <p>(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</p> <p>b 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの</p>	1件につき	9,180円
	1件につき	18,360円

(a) (b)に掲げる場合 以外の場合	1件につき	31,620円
(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき	57,120円
c 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき	38,760円
(a) (b)に掲げる場合 以外の場合	1件につき	38,760円
(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき	66,300円
d 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分		

(a) (b)に掲げる場合 以外の場合	1件につき	31,620円
(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき	57,120円
c 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき	38,760円
(a) (b)に掲げる場合 以外の場合	1件につき	38,760円
(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき	66,300円
d 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分		

の床面積が20
0平方メー
トルを超え、50
0平方メー
トル以内のもの
(a) (b)に掲
げる場合
以外の場合

1 件につき

61,200円

(b) 法第20
条第1項
第1号か
ら第3号
までに規
定する基
準への適
合性審査
を必要と
する場合

1 件につき

88,740円

e 当該移転、
修繕、模様替
又は用途の変
更に係る部分
の床面積が50
0平方メー
トルを超え、1,
000平方メー
トル以内のも
の

1 件につき

157,080円

f 当該移転、
修繕、模様替
又は用途の変
更に係る部分
の床面積が1,
000平方メー
トルを超え、
2,000平方メ
ートル以内の
もの

1 件につき

214,200円

g 当該移転、
修繕、模様替

1 件につき

377,400円

の床面積が20
0平方メー
トルを超え、50
0平方メー
トル以内のもの
(a) (b)に掲
げる場合
以外の場合

1 件につき

61,200円

(b) 法第20
条第1項
第1号か
ら第3号
までに規
定する基
準への適
合性審査
を必要と
する場合

1 件につき

88,740円

e 当該移転、
修繕、模様替
又は用途の変
更に係る部分
の床面積が50
0平方メー
トルを超え、1,
000平方メー
トル以内のも
の

1 件につき

157,080円

f 当該移転、
修繕、模様替
又は用途の変
更に係る部分
の床面積が1,
000平方メー
トルを超え、
2,000平方メ
ートル以内の
もの

1 件につき

214,200円

g 当該移転、
修繕、模様替

1 件につき

377,400円

又は用途の変更に係る部分の床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの			
h 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	1件につき	508,980円	
i 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	1件につき	676,260円	
j 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が5万平方メートルを超えるもの	1件につき	1,103,640円	
(エ) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは			

又は用途の変更に係る部分の床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの			
h 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	1件につき	508,980円	
i 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	1件につき	676,260円	
j 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が5万平方メートルを超えるもの	1件につき	1,103,640円	
(エ) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは			

大規模の模様替
をし、又はその
用途を変更する
場合

- a 当該計画の
変更に係る部
分の床面積の
2分の1が、
30平方メー
トル以内のもの
(a) (b)に掲
げる場合
以外の場合
合
(b) 法第20
条第1項
第1号か
ら第3号
までに規
定する基
準への適
合性審査
を必要と
する場合

1 件につき 9,180円

1 件につき 18,360円

- b 当該計画の
変更に係る部
分の床面積の
2分の1が、
30平方メー
トルを超え、10
0平方メー
トル以内のもの
(a) (b)に掲
げる場合
以外の場合
合

1 件につき 31,620円

- (b) 法第20
条第1項
第1号か
ら第3号
までに規

1 件につき 57,120円

大規模の模様替
をし、又はその
用途を変更する
場合

- a 当該計画の
変更に係る部
分の床面積の
2分の1が、
30平方メー
トル以内のもの
(a) (b)に掲
げる場合
以外の場合
合
(b) 法第20
条第1項
第1号か
ら第3号
までに規
定する基
準への適
合性審査
を必要と
する場合

1 件につき 9,180円

1 件につき 18,360円

- b 当該計画の
変更に係る部
分の床面積の
2分の1が、
30平方メー
トルを超え、10
0平方メー
トル以内のもの
(a) (b)に掲
げる場合
以外の場合
合

1 件につき 31,620円

- (b) 法第20
条第1項
第1号か
ら第3号
までに規

1 件につき 57,120円

定する基準への適合性審査を必要とする場合		
c 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1が、100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの		
(a) (b)に掲げる場合以外の場合	1件につき	38,760円
(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき	66,300円
d 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1が、200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの		
(a) (b)に掲げる場合以外の場合	1件につき	61,200円

定する基準への適合性審査を必要とする場合		
c 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1が、100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの		
(a) (b)に掲げる場合以外の場合	1件につき	38,760円
(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき	66,300円
d 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1が、200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの		
(a) (b)に掲げる場合以外の場合	1件につき	61,200円

(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき	88,740円
e 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1が、500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	157,080円
f 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1が、1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	214,200円
g 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1が、2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき	377,400円
h 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1が、	1件につき	508,980円

(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき	88,740円
e 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1が、500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	157,080円
f 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1が、1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	214,200円
g 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1が、2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき	377,400円
h 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1が、	1件につき	508,980円

5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの			5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの			
i 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1が、1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	1件につき	676,260円	i 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1が、1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	1件につき	676,260円	
j 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1が、5万平方メートルを超えるもの	1件につき	1,103,640円	j 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1が、5万平方メートルを超えるもの	1件につき	1,103,640円	
イ 建築設備に係るもの			イ 建築設備に係るもの			
(ア) 建築設備を設置する場合（(イ)に掲げる場合を除く。）	1件につき	23,460円	(ア) 建築設備を設置する場合（(イ)に掲げる場合を除く。）	1件につき	23,460円	
(イ) 確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合	1件につき	16,320円	(イ) 確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合	1件につき	16,320円	
(2) 法第6条の3第1項ただし書の規定により <u>建築主事</u> の審査を行う場合			(2) 法第6条の3第1項ただし書の規定により <u>建築主事等</u> の審査を行う場合			
ア 建築物を建築する場合（イに掲げる場合及び移転する場合を除く。）	1件につき左欄の1の(1)に定める額に法第6条の3第1項ただし書の規定により <u>建築主事</u> の審査を行う1の建築物（2以上の部分がエキスパンション		ア 建築物を建築する場合（イに掲げる場合及び移転する場合を除く。）	1件につき左欄の1の(1)に定める額に法第6条の3第1項ただし書の規定により <u>建築主事等</u> の審査を行う1の建築物（2以上の部分がエキスパンション		建築副主事創設に伴う規定整備

イ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）

ジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。) ごとに次の区分に応じ、それぞれに定める金額を合計した額を加えた額

- (1) 当該建築物の床面積が200平方メートル以内のもの 119,440円
- (2) 当該建築物の床面積が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 142,800円
- (3) 当該建築物の床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 166,050円
- (4) 当該建築物の床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 189,410円
- (5) 当該建築物の床面積が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 226,330円
- (6) 当該建築物の床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの 300,590円
- (7) 当該建築物の床面積が5万平方メートルを超えるもの 552,120円

1件につき左欄の1の(1)に定める額に法第6条の3第1項ただし書の規定により建築主事の審査を行う1の建築物(2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。) ごとに次の区分に応じ、それぞれに定める金額を合計した額を加えた額

- (1) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1(床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が200平方メートル以内のもの 119,

イ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）

ジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。) ごとに次の区分に応じ、それぞれに定める金額を合計した額を加えた額

- (1) 当該建築物の床面積が200平方メートル以内のもの 119,440円
- (2) 当該建築物の床面積が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 142,800円
- (3) 当該建築物の床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 166,050円
- (4) 当該建築物の床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 189,410円
- (5) 当該建築物の床面積が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 226,330円
- (6) 当該建築物の床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの 300,590円
- (7) 当該建築物の床面積が5万平方メートルを超えるもの 552,120円

1件につき左欄の1の(1)に定める額に法第6条の3第1項ただし書の規定により建築主事等の審査を行う1の建築物(2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。) ごとに次の区分に応じ、それぞれに定める金額を合計した額を加えた額

- (1) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1(床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が200平方メートル以内のもの 119,

建築副主事創設に伴う規定整備

<p>ウ 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合（エに掲げる場合を除く。）</p> <p>エ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移</p>	<p>が5万平方メートルを超えるもの 552,120円</p> <p>1件につき左欄の1の(1)に定める額に法第6条の3第1項ただし書の規定により<u>建築主事</u>の審査を行う1の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に伝力を受けない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）ごとに次の区分に応じ、それぞれに定める金額を合計した額を加えた額</p> <p>(1) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が200平方メートル以内のもの 119,440円</p> <p>(2) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 142,800円</p> <p>(3) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 166,050円</p> <p>(4) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 189,410円</p> <p>(5) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 226,330円</p> <p>(6) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの 300,590円</p> <p>(7) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が5万平方メートルを超えるもの 552,120円</p> <p>1件につき左欄の1の(1)に定める額に法第6条の3第1項ただし書の規定により<u>建築主事</u>の審査を行う1の建築</p>	<p>ウ 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合（エに掲げる場合を除く。）</p> <p>エ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移</p>	<p>が5万平方メートルを超えるもの 552,120円</p> <p>1件につき左欄の1の(1)に定める額に法第6条の3第1項ただし書の規定により<u>建築主事等</u>の審査を行う1の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に伝力を受けない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）ごとに次の区分に応じ、それぞれに定める金額を合計した額を加えた額</p> <p>(1) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が200平方メートル以内のもの 119,440円</p> <p>(2) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 142,800円</p> <p>(3) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 166,050円</p> <p>(4) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 189,410円</p> <p>(5) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 226,330円</p> <p>(6) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの 300,590円</p> <p>(7) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が5万平方メートルを超えるもの 552,120円</p> <p>1件につき左欄の1の(1)に定める額に法第6条の3第1項ただし書の規定により<u>建築主事等</u>の審査を行う1の建築</p>	<p>建築副主事創設に伴う規定整備</p> <p>建築副主事創設に伴う規定整備</p>
---	---	---	---	---

<p>転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合</p>		<p>物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）ごとに次の区分に応じ、それぞれに定める金額を合計した額を加えた額</p> <p>(1) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が200平方メートル以内のもの 119,440円</p> <p>(2) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 142,800円</p> <p>(3) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 166,050円</p> <p>(4) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 189,410円</p> <p>(5) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 226,330円</p> <p>(6) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの 300,590円</p> <p>(7) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が5万平方メートルを超えるもの 552,120円</p>	<p>転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合</p>		<p>物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）ごとに次の区分に応じ、それぞれに定める金額を合計した額を加えた額</p> <p>(1) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が200平方メートル以内のもの 119,440円</p> <p>(2) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 142,800円</p> <p>(3) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 166,050円</p> <p>(4) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 189,410円</p> <p>(5) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 226,330円</p> <p>(6) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの 300,590円</p> <p>(7) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が5万平方メートルを超えるもの 552,120円</p>
<p>5 法第18条第3項の規定による国等の建築物の建築等に関する通知に対する審査 (1) (2)に掲げる場合以外の場合 (2) 法第18条第4項ただし書の規定によ</p>	<p>国等建築物確認手数料</p>	<p>1の項の(1)に定める額</p> <p>1の項の(2)に定める額</p>	<p>5 法第18条第3項の規定による国等の建築物の建築等に関する通知に対する審査 (1) (2)に掲げる場合以外の場合 (2) 法第18条第4項ただし書の規定によ</p>	<p>国等建築物確認手数料</p>	<p>1の項の(1)に定める額</p> <p>1の項の(2)に定める額</p>

り建築主事の審査
を行う場合

り建築主事等の審査
を行う場合

建築副主事創設
に伴う規定整備

第11号様式（第5条関係）

建築士等変更届

建築基準法施行細則第5条第1項の規定により、建築士等の変更を届け出ます。
この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

建築主事 様

届出者氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

1 確認済証交付年月日及び番号	年 月 日 第 号
2 敷地の地名地番	
3 変更の理由	
4 建築士等	変更前 氏名 住所 〒 - 電話番号
	変更後 氏名 住所 〒 - 電話番号
5 工事監理者	資格 () 建築士 () 登録第 号 氏名 建築士事務所名 () 建築士事務所 () 知事登録第 号 建築士事務所の所在地又は工事監理者の住所 〒 - 電話番号
	変更後 資格 () 建築士 () 登録第 号 氏名 建築士事務所名 () 建築士事務所 () 知事登録第 号 建築士事務所の所在地又は工事監理者の住所 〒 - 電話番号
6 工事施工者	氏名 営業所名 建設業の許可 () 第 号 営業所の所在地 〒 - 電話番号
	変更後 氏名 営業所名 建設業の許可 () 第 号 営業所の所在地 〒 - 電話番号

注 1 建築士等に変更がある場合の届出は、変更後の建築士等が行ってください。
2 4の欄から6の欄までは、変更があつた項目に係る欄にのみ記入してください。

第11号様式（第5条関係）

建築士等変更届

建築基準法施行細則第5条第1項の規定により、建築士等の変更を届け出ます。
この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

建築主事
建築副主事 様

届出者氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

1 確認済証交付年月日及び番号	年 月 日 第 号
2 敷地の地名地番	
3 変更の理由	
4 建築士等	変更前 氏名 住所 〒 - 電話番号
	変更後 氏名 住所 〒 - 電話番号
5 工事監理者	資格 () 建築士 () 登録第 号 氏名 建築士事務所名 () 建築士事務所 () 知事登録第 号 建築士事務所の所在地又は工事監理者の住所 〒 - 電話番号
	変更後 資格 () 建築士 () 登録第 号 氏名 建築士事務所名 () 建築士事務所 () 知事登録第 号 建築士事務所の所在地又は工事監理者の住所 〒 - 電話番号
6 工事施工者	氏名 営業所名 建設業の許可 () 第 号 営業所の所在地 〒 - 電話番号
	変更後 氏名 営業所名 建設業の許可 () 第 号 営業所の所在地 〒 - 電話番号

注 1 建築士等に変更がある場合の届出は、変更後の建築士等が行ってください。
2 4の欄から6の欄までは、変更があつた項目に係る欄にのみ記入してください。

届出先に建築副主事を追加

第12号様式（第5条関係）

工事監理者
工事施工者 選定届

建築基準法施行細則第5条第2項の規定により、工事監理者 を定めた旨を届け出ます。
工事施工者

この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

建築主事 様

届出者氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

1 確認済証交付年月日及び番号	年 月 日 第 号
2 敷地の地名地番	
3 工事監理者	資格 () 建築士 () 登録第 号 氏名 建築士事務所名 () 建築士事務所 () 知事登録第 号 建築士事務所の所在地又は工事監理者の住所 〒 - 電話番号
4 工事施工者	氏名 営業所名 建設業の許可 () 第 号 営業所の所在地 〒 - 電話番号

注 届出書の名称及び本文は、「工事監理者」又は「工事施工者」のうち不要のものを抹消してください。

第12号様式（第5条関係）

工事監理者
工事施工者 選定届

建築基準法施行細則第5条第2項の規定により、工事監理者 を定めた旨を届け出ます。
工事施工者

この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

建築主事
建築副主事 様

届出者氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

1 確認済証交付年月日及び番号	年 月 日 第 号
2 敷地の地名地番	
3 工事監理者	資格 () 建築士 () 登録第 号 氏名 建築士事務所名 () 建築士事務所 () 知事登録第 号 建築士事務所の所在地又は工事監理者の住所 〒 - 電話番号
4 工事施工者	氏名 営業所名 建設業の許可 () 第 号 営業所の所在地 〒 - 電話番号

注 届出書の名称及び本文は、「工事監理者」又は「工事施工者」のうち不要のものを抹消してください。

届出先に建築副
主事を追加

第13号様式（第9条関係）

取りやめ届

建築基準法施行細則第9条の規定により、工事又は用途変更を取りやめた旨を届け出ます。

この届出書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

建築主事 様

届出者氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

1 届出者	(1) 氏名	
	(2) 住所	〒 -
	(3) 電話番号	
2 工事又は用途変更を取りやめた年月日	年 月 日	
3 確認済証交付年月日及び番号	年 月 日 第 号	
4 敷地の地名地番		
5 建築物の用途		
6 取りやめた部分	建築面積	㎡
	延べ面積	㎡
7 取りやめた理由		

第13号様式（第9条関係）

取りやめ届

建築基準法施行細則第9条の規定により、工事又は用途変更を取りやめた旨を届け出ます。

この届出書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

建築主事
建築副主事 様

届出者氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

1 届出者	(1) 氏名	
	(2) 住所	〒 -
	(3) 電話番号	
2 工事又は用途変更を取りやめた年月日	年 月 日	
3 確認済証交付年月日及び番号	年 月 日 第 号	
4 敷地の地名地番		
5 建築物の用途		
6 取りやめた部分	建築面積	㎡
	延べ面積	㎡
7 取りやめた理由		

届出先に建築副主事を追加